

令和元年 1 1 月定例会

# 文教厚生委員会説明資料（その2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提出案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条例案	-----	1

# I 提出案件

## 1 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ① 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（教職員課）

##### ア 改正の理由

令和元年10月18日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う等の必要がある。

##### イ 改正の概要

#### (ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

##### a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとする。

##### b 諸手当の改定

(a) 住居手当について、月額1万4千円を超える家賃を支払っている学校職員に同手当を支給することに改め、学校職員が自ら居住するための借家・借間に係る同手当の支給月額は、月額2万5千円以下の家賃を支払っている学校職員にあっては、家賃の月額から1万4千円を控除した額とし、月額2万5千円を超える家賃を支払っている学校職員にあっては、家賃の月額から2万5千円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7千円を超えるときは、1万7千円）を1万千円に加算した額とすることとする。

(b) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の97.5に引き上げることとする。

(c) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の95に引き上げ、12月期の支給割合を100分の95に引き下げることにすることとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの（ア）のbの(a)及び(c)については、令和2年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの（ア）のaについては平成31年4月1日から、イの（ア）のbの(b)については令和元年12月1日から適用することとする。